葛飾区契約における暴力団等排除対策委員会設置要綱

平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁 改正 平成 25 年 5 月 9 日 25 葛総契第 96 号 平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 482 号 平成 30 年 3 月 28 日 29 葛総契第 817 号 平成 31 年 3 月 27 日 30 葛総契第 760 号 令和 6 年 3 月 22 日 5 葛総契第 896 号

(目的)

第1条 葛飾区が発注する工事等の契約から暴力団等の関与を防止する措置を 適正に行うため、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁。以下「排除要綱」という。)第3条の規 定に基づき、葛飾区契約における暴力団等排除対策委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、排除要綱第2条の各号に定めるところによる。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 排除要綱第3条第1項に規定する入札参加等除外措置に関すること。
 - (2) 排除要綱第4条第1項に規定する入札参加等除外措置の解除に関すること。
 - (3) 排除要綱第5条第1項に規定する勧告措置に関すること。
 - (4) その他暴力団等の関与を防止する措置に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の職にある者をもって充てる。 施設部長、危機管理・防災担当部長、都市整備部長、都市施設担当部長、 教育次長
- 6 前各項のほか、地域振興部生活安全担当課長をオブザーバーに充てる。

(招集等)

- 第5条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(採決)

第6条 審議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長 の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総 務部長が別に定める。

付 則 (平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号)

- この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
 - 付 則 (平成 25 年 5 月 9 日 25 葛総契第 96 号)
- この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
 - 付 則 (平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 482 号)
- この要綱は、平成26年11月7日から施行する。
 - 付 則 (平成30年3月28日29葛総契第817号)
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
 - 付 則 (平成 31 年 3 月 27 日 30 葛総契第 760 号)
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 - 付 則 (令和6年3月22日5葛総契第896号)
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。